

別記様式第1号(第四関係)

# 平取町活性化計画(変更)

北海道平取町

平成26年7月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平取町活性化計画		地区名(※1)	平取地区	計画期間(※2)	平成24年度～26年度
都道府県名	北海道	市町村名	平取町			

## 目標:(※3)

本計画は、基幹産業の農業を健全に展開しこれを核として、現にある地域資源を見つめなおし持続的かつ有効に活用し、地域の活性化を図り定住を促進しようとするもので、代表作物(トマト)の販売量の増加とともに加工品であるジュースの販売量増加を目標として、「農山漁村における定住」の促進を図るものである。

- ◆平成23年度 定住者(家族を含む。) 19名 ⇒ 平成26年度 定住者(家族を含む。) 27名

	計画期間前				計画期間内			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
新規就農者 (世帯数)	4 (1)	2 (1)	6 (2)	12 (4)	4 (1)	6 (2)	12 (4)	22 (7)
農業支援隊	—	—	—	0	0	4	2	6
工場従事者	8	9	13	30	11	12	13	36
計	12	11	19	42	15	22	27	64

\*H25,26の家族数はH21-24の実績により推計

- ◆平成23年度 トマトの販売量:10,879<sup>ト</sup> ⇒ 平成26年度 トマトの販売量:11,330<sup>ト</sup>

計画期間前				計画期間内			
平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
10,572	9,905	10,879	31,356	11,237	11,280	11,330	33,847

- ◆平成23年度 トマトジュースの販売量:681,493<sup>ℓ</sup> ⇒ 平成26年度 トマトジュースの販売量:708,963<sup>ℓ</sup>

計画期間前				計画期間内			
平成21年度	平成22年度	平成23年度	計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
492,506	581,492	681,493	1,755,491	694,994	710,075	725,484	2,130,553

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

平取町は、北海道日高地方西端に位置し、総面積743.16km<sup>2</sup>で東西52.8km、南北41.1kmとやや三角形に似た形で、東京都の三分の一にあたる広大な面積を有している。日高山脈に源を発する「日本一の清流」沙流川が貫流し、河岸段丘を形成して、太平洋に注いでいる。山林が全面積の82.1%を占め、農地は5.7%とわずかである。夏は冷涼で冬は比較的温暖な気候を活かして、水稻の生産調整の拡大を機に、収益性の高いトマトのハウス栽培が発展しており、農業が地域の経済を支える基幹産業となっている。

### 現状と課題

栽培施設、集出荷施設、貯蔵施設、加工施設などの整備が進み、平成23年度にはトマトの販売額が41億円に達する北海道一のトマトの産地となっており、「ニシパの恋人」ブランド名で知られている。生食用トマト販売のほかに、トマト加工品の製造・販売など、6次産業化の推進にも取り組んでいる。なかでも、規格外品を加工しているトマトジュースは需要に生産が追いつかないほど好評を博しており、生産体制の拡充が課題となっている。  
一方、農業経営者の高齢化が進んでいるほか、平成22年度の調査によれば、販売農家のうち後継者あるいは後継者候補がいるのは全体の56.8%に過ぎないことが明らかになっており、後継者の確保や担い手対策が課題となっている。そのような状況のなか、平取町では平成10年から新規就農希望研修生の受け入れを行っており、就農と定住促進に取り組んでいる。しかしながら、定住のための住宅確保が困難な状況もみられている。

### 今後の展開方向等(※4)

基幹産業の農業を核に、地域資源を見つめなおし持続的かつ有効に活用し地域の活性化を図るため、農家の健全経営と就農環境の整備は不可欠で、将来にわたって農業後継者や担い手を確保していくには、魅力ある職業として短期農業体験や農業支援隊活動をとおして就農意欲が高まり新規参入することにより、定住化が促進されることが重要と考えられる。農業の健全経営につながる方策としては農業生産物の高付加価値化が挙げられ、生産・加工・販売を一体的に取り組む6次産業化を一層推進することが有効と考えられ、その一つとして規格外品を使用したトマトジュースの販売量の増加が考えられる。具体的には、加工工程の効率性向上が考えられ、農家の作業負担を増やすことなく、農家収入の増加に反映することが期待される加工設備の充実も必要で、そのことにより工場従事者の雇用の場が生まれ定住者の増加にもつながる。  
次に、トマト生産の増加と6次産業の拡充を目指し新規就農者の確保を推進しているが、就農環境については、就農初期にハウス等施設の初期投資が比較的大きいことから、住宅経費の低減とともに、快適な居住環境を提供していくことが担い手としての新規就農者が継続して農業に携わり定住化していくための後押しになるものと考えられるが、短期農業体験等や新規就農希望研修生の研修期間中の居住環境整備も極めて重要なものと考えられる。したがって、新規就農希望研修生等に対する居住環境の整備を推進し、2人(戸)／年の研修生受け入れを基本に一定期間貸借していくことが定住を促進し、研修生等の農業への新規参入につながるものと期待される。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
平取町	平取地区	トマトジュース工場加工設備改修事業(農林水産物処理加工施設)	平取町農業協同組合	有	イ	
		新規就農研修生住宅整備事業(新規就農者技術習得管理施設)	平取町	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
平取町	平取地区	地場産業振興対策事業	平取町	地域の資源を活用した特産品開発補助
平取町	平取地区	特産物消流対策事業	平取町	特産品ブランドの確立と販売促進
平取町	平取地区	農業者就農促進対策事業	平取町	農業後継者の設備投資等に対する支援
平取町	平取地区	農業支援隊(地域おこし協力隊制度/総務省)	平取町	農業支援活動、地域おこし活動の協力

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

### 3 活性化計画の区域(※1)

平取地区(北海道平取町)	区域面積(※2)	74,316ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該地区(平取町)の総面積74,316haうち、農林地面積は65,956ha、88.8%と大半を占めている(平成23年3月北海道統計書)。また、平成22年の国勢調査によれば、平取町の総人口が5,596人、15歳以上の就業者数のうち、農林業従事者数が1,114人と最も多く、農林業が重要な地域の基幹産業であることが明らかである。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 少子高齢化や都市部への人口流出等の状況から、国勢調査によれば平成17年から22年までに577人減少しており、なかでも農業などの地域の基幹産業支える15～64歳の生産年齢人口の比率が減少している。一方、平取町は、有数のトマト産地として、アイヌ文化伝承の地として知られているなど、魅力ある多くの地域資源があることや新千歳空港から1時間の地理的条件をいかし一層の利活用が期待されている。それらのことから、移住定住を促進するとともに札幌等道央圏や東京等関東圏との地域間交流を行うことが、地域の活性化に有効かつ適切であると言える。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 平取町は、全町面積の9割近くを農林地が占めており、沙流川流域に集落が分散しているのが特徴と言える。また、最も多かった昭和35年の1万3千人余りの人口も現在は半分以下となっており、過疎化の進行により住宅も点在しているのが実情である。そのようなことから、当該計画地は、現状から判断して市街地を形成している区域以外の地域である。</p>		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

##### 【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。  
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度の翌年度に、定住者等数、販売量・販売額の増加の検証・確認を行う。

- ◆ 定住者等(新規就農者、農業支援隊、工場従事者)は次の通り検証・確認を行う。
  - ・ 新規就農者 ⇒ 平取町農業協同組合の決算数値(6月末)の農業者数及び平取町農業支援センターの聞き取りにより検証・確認する。
  - ・ 農業支援隊 ⇒ 平取町の特別交付税の算定に用いる基礎数値調査表(総務省宛)により検証・確認する。
  - ・ 工場従事者 ⇒ 平取町農業協同組合の決算数値(6月末)の工場従事者数により検証・確認する。
- ◆ トマトジュース販売量増加の数値は、平取町農業協同組合の決算数値(6月末)を用いることとする。
- ◆ トマトの販売量増加の数値は、平取町農業協同組合の決算数値(6月末)を用いることとする。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

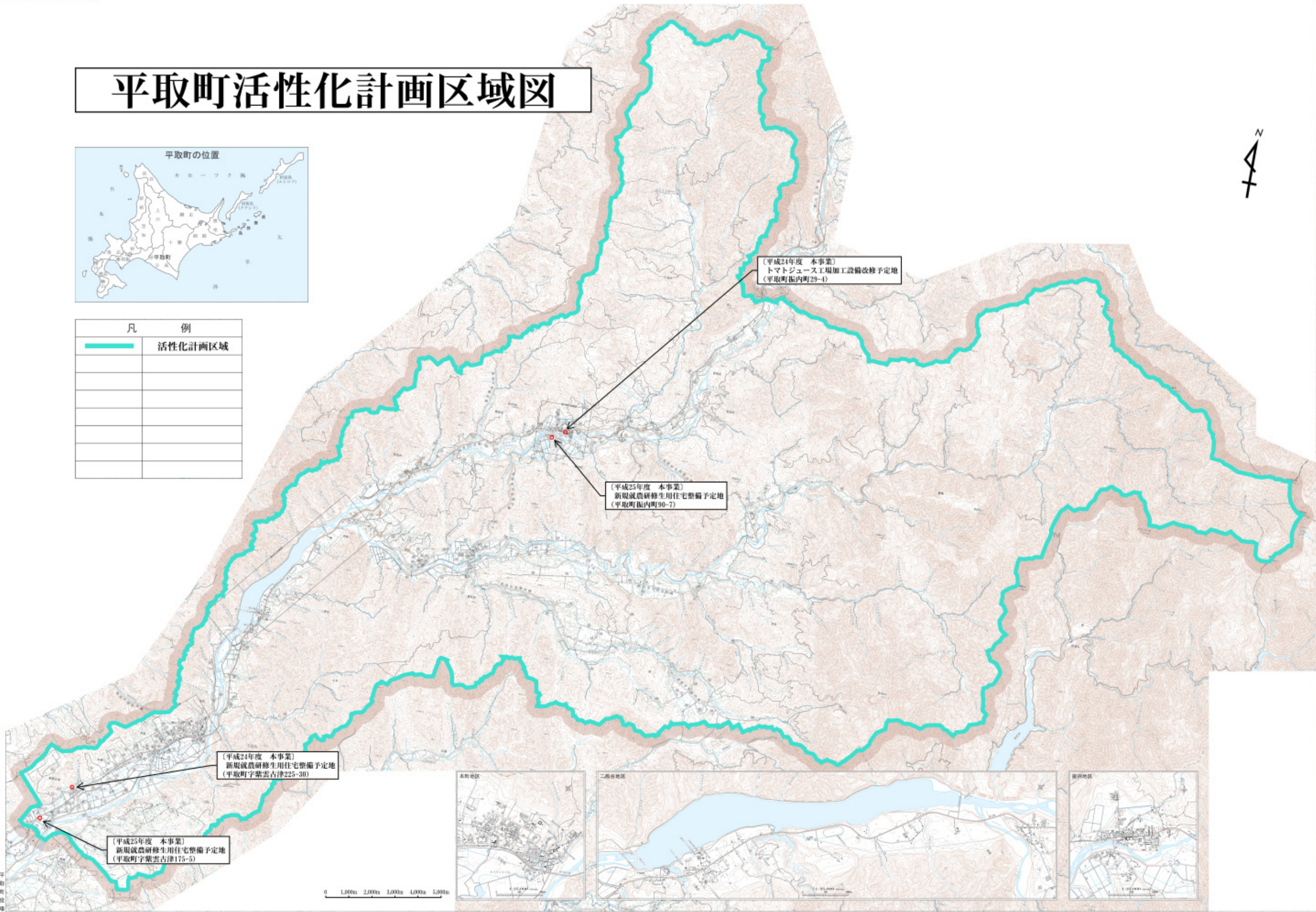
- ① 都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
  - ・ 設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・ 市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・ 目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ② 法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。



# 平取町活性化計画区域図



凡	例
	活性化計画区域



〔平成24年度 本事業〕  
トマトジュース工場加工設備改修予定地  
(平取町板内町29-4)

〔平成25年度 本事業〕  
新規就農研修生用住宅整備予定地  
(平取町板内町30-7)

〔平成24年度 本事業〕  
新規就農研修生用住宅整備予定地  
(平取町字紫雲古津225-30)

〔平成25年度 本事業〕  
新規就農研修生用住宅整備予定地  
(平取町字紫雲古津175-5)

